（４）後期高齢者医療制度

問合せ先　市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

７５歳になると、これまで加入していた医療保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

一定の障がいがある６５歳以上の方で、所定の申請を行った方も被保険者となることができます。（障害認定）

○対象となる障がいの程度

・身体障害者手帳　：１級～３級、４級の一部
・療育手帳　　：Ａ１、Ａ２
・精神障害者保健福祉手帳：１級、２級
・障害基礎年金受給者　　：１級、２級

○申請先

・市役所総合窓口課又は各総合支所地域振興課
※ただし、入院や施設入所で他県の国民健康保険に加入している方（住所地特例）の申請先は、国民健康保険の保険証を交付している市町村となります。

○医療機関での自己負担

・自己負担割合は、原則、１割負担です。
※ただし、一定以上の所得がある方は２割負担（※令和４年１０月１日より）、現役並みの所得の方は３割負担となります。

○後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。これまで健康保険などの被扶養者で、保険料の負担がなかった方にも保険料がかかります。

年額１８万円以上の年金を受け取っている方の保険料は原則、年金からのお支払いになりますが、申し出により口座振替によるお支払いもできます。

それ以外の方は口座振替や納付書により市町に納めることになります。